

平成28年度

伊勢崎市財務書類

【注記】



財政部財政課

【目次】

I. はじめに	1
II. 財務書類（4表）について	2
III. 基準日	3
IV. 対象とする会計の範囲	3
V. 注記	
●一般会計等 注記	4
●全体 注記	9
●連結 注記	13

I. はじめに

現在の地方公共団体における会計制度は、確定性、客観性、透明性に優れた単式簿記による現金主義を採用しています。一方で、単式簿記による現金主義会計では把握できない情報やストック（残高）情報の把握が困難であることから、複式簿記による発生主義会計の導入が重要となりました。そこで、平成18年5月に総務省から「新地方公会計制度研究会報告書」が示され、「基準モデル」、「総務省方式改訂モデル」のいずれかを採用し、平成21年度までに整備することとされました。

しかし、複数存在する地方公会計財務書類では地方公共団体間の比較が難しいといった課題があり、一本化するために総務省から平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が示され、平成29年度までにすべての地方公共団体がこの基準により財務書類を作成することとしています。

本市においては、平成21年度決算より「基準モデル」を採用し、普通会計、特別会計、さらに第3セクター等を連結させた財務書類を整理し、公表してきましたが、平成28年度決算より、統一的な基準により財務書類4表を作成することといたしました。

今後は、この財務書類を有効に分析・活用し、また他団体との比較・検証をしながら、より一層効率的な財政運営に取り組んでまいります。



Ⅱ. 財務書類（４表）について

財務書類は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の４種類があります。

貸借対照表	基準日時点における財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を総括的に示した一覧表。 ●資産・・・「固定資産」と「流動資産」に分類 ●負債・・・「固定負債」と「流動負債」に分類 ●純資産・・・「固定資産等形成分」と「余剰分（不足分）」に分類
行政コスト計算書	会計期間中の費用・収益の取引高を示した計算書。 ●経常費用・・・「業務費用」と「移転費用」に分類 ●経常収益・・・「使用料及び手数料」と「その他」に分類 ●臨時損失・・・「災害復旧事業費」、「資産除売却損」、「投資損失引当金繰入額」、「損失補償等引当金繰入額」及び「その他」に分類 ●臨時利益・・・「資産売却益」と「その他」に分類
純資産変動計算書	会計期間中の純資産の変動を示した計算書。 ●純行政コスト・・・行政コスト計算書の純行政コストと連動 ●財源・・・・・・「税収等」と「国県等補助金」に分類 ●固定資産等の変動・「有形固定資産等の増加・減少」、「貸付金・基金等の増加・減少」に分類 ●資産評価差額・・・有価証券等の評価差額 ●無償所管換等・・・無償で譲渡または取得した固定資産の評価額
資産収支計算書	資産の収支の状態を示した計算書 ●業務活動収支・・・「業務支出」、「業務収入」、「臨時支出」、「臨時収入」に分類 ●投資活動収支・・・「投資活動収支」と「投資活動収入」に分類 ●財務活動収支・・・「財務活動支出」と「財務活動収入」に分類

Ⅲ. 基準日

財務書類の作成基準日は、会計年度末（３月３１日）とします。

ただし、出納整理期間（４月１日から５月３１日）における現金の受払い等は、会計年度末の計数として整理します。

Ⅳ. 対象とする会計の範囲

財務書類は、一般会計等、全体、連結の３つの範囲があります。

本市におけるそれぞれの財務書類の対象範囲については、下図のとおりです。

一般会計等	財務書類 一般会計等	全体財務書類	連結財務書類
○一般会計 ○学校給食センター事業費特別会計			
特別会計			
○小型自動車競走事業費特別会計 ○国民健康保険特別会計 ○後期高齢者医療特別会計 ○介護保険特別会計			
公営企業会計			
○水道事業会計 ○病院事業会計 ○介護老人保健施設事業会計 ○訪問看護事業会計			
第三セクター等			
○（公益財団法人）伊勢崎市公共施設管理公社 ○（一般財団法人）伊勢崎市体育協会 ○（一般財団法人）さかい・ふるさと創生基金 ○（社会福祉法人）伊勢崎市社会福祉協議会 ○群馬県市町村会館管理組合 ○群馬県市町村総合事務組合 ○後期高齢者医療広域連合			

※下水道事業費特別会計、農業集落排水事業費特別会計及び特定地域生活排水処理事業費特別会計については、平成３２年度から地方公営企業法の財務規定等を適用するための作業に着手しているため、連結対象外としております。

V. 注記

●一般会計等 注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産 …………… 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの …………… 備忘価格1円

ただし、取得年月日が調査中または不明なものについては、再調達価格としています。

イ 昭和60年以後に取得したもの

・取得原価が判明しているもの …………… 取得原価

・取得原価が不明なもの …………… 再調達原価

ただし、取得価格が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格1円としています。

②無形固定資産 …………… 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

・取得原価が判明しているもの …………… 取得原価

・取得原価が不明なもの …………… 再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの …………… 会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの …………… 取得原価

②出資金

ア 市場価格のあるもの …………… 会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの …………… 出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リースを除く）…………… 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	14年 ～ 50年
工作物	3年 ～ 60年
物品	2年 ～ 30年

②無形固定資産（リースを除く）…………… 定額法

※ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法による

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

（リース期間が1年以内のリース取引及び1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

…………… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ①徴収不能引当金 …… 過去5年間の平均不能欠損率により徴収不能見込額を計上
- ②退職手当引当金 …… 期末自己都合要支給額を計上
- ③損失補償等引当金 …… 財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上
- ④賞与等引当金 …… 翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上

(5) リース取引の処理方法

- ①ファイナンス・リース取引
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及び1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リースを除きます。）
…………… 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理
 - イ ア以外のファイナンス・リース取引
…………… 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理
- ②オペレーティング・リース取引
…………… 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

- 現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（1年以内の短期投資のほか、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含む。）
なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資産の受払いを含んでいます。

(7) その他の財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ①固定資産の計上基準
固定資産のうち償却資産については、取得価格が税込100万円（美術品は300万円）以上の場合、資産計上
ただし、車両については金額に関わらず資産として計上しています。
- ②資本的支出と修繕費の区分基準
金額が税込100万円未満であるときは、修繕費として会計処理

2. 重要な後発事象

該当ありません。

3. 偶発債務

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体名	出資割合	財政健全化法の将来比率の算定上将来負担額とした額
群馬県信用保証協会	2 %	116,648 千円

4. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲

- ・ 一般会計
- ・ 学校給食センター事業費特別会計

② 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とします。

③ 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－%	－%	5.7%	39.5%

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 957,921 円

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越費	－千円
繰越明許費	2,566,693 千円
事故繰越額	33,200 千円
合 計	2,599,893 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳

ア 範囲

平成29年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

事業用資産	17,001 千円
土地	17,000 (3,851) 千円
建物	1 千円
物品	1 千円

※（ ）内の数字は、貸借対照表における簿価を記載しています。

② 減債基金にかかる積立不足額

該当ありません

③ 基金借入金（繰替運用）

該当ありません

④地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 68,721,274 千円

⑤地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素

標準財政規模	42,171,487 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	6,465,800 千円
将来負担額	102,897,406 千円
充当可能基金額	13,141,940 千円
特定財源見込額	6,895,914 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	68,721,274 千円

⑥地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 該当ありません

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上

②余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上

(4) 資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支（一般会計） 3,332,154 千円

②既存の決算情報との関連性

項目	歳入	歳出
歳入歳出決算書（一般会計）	75,586,145 千円	73,302,154 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	1,808,822 千円	1,786,665 千円
繰越金に伴う差額（一般会計等）	▲1,420,858 千円	－千円
歳計剰余金処分による基金積立に伴う差額等	▲2,156,738 千円	▲889,063 千円
資金収支計算書（一般会計等）	73,817,371 千円	74,199,756 千円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（学校給食センター事業費特別会計）の分だけ相違します。

また、歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

加えて、歳計剰余金処分による基金積立は歳入歳出決算書の歳出に含めないため、その分だけ相違します。

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	3,807,440 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	1,385,189 千円
未収債権、未払債務等の増減	6,512,727 千円
減価償却費	▲6,823,086 千円
賞与等引当金繰入額	▲821,448 千円
退職手当引当金繰入額	▲1,151,606 千円
徴収不能引当金繰入額	▲84,419 千円
資産除売却損	▲502,824 千円
資産売却益	10,128 千円
純資産変動計算書の本年度差額	▲2,332,102 千円

④一時借入金

資金収支計算上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 7,020,000 千円

一時借入金に係る利子額 0 円

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産 …………… 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの …………… 備忘価格1円

※取得年月日が調査中または不明なものについては、再調達価格としています。

イ 昭和60年以後に取得したもの

・取得原価が判明しているもの …………… 取得原価

・取得原価が不明なもの …………… 再調達原価

ただし、取得価格が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格1円としています。

②無形固定資産 …………… 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

・取得原価が判明しているもの …………… 取得原価

・取得原価が不明なもの …………… 再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券 …………… 償却原価法（定額法）

②満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの …………… 会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの …………… 取得原価

③出資金

ア 市場価格のあるもの …………… 会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの …………… 出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リースを除く）…………… 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物	14年 ～ 50年
工作物	3年 ～ 60年
物 品	2年 ～ 30年

②無形固定資産（リースを除く）…………… 定額法

※ソフトウェアについては、当市における見込利用機関（5年）に基づく定額法による

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

(リース期間が1年以内のリース取引及び1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

…………… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5)引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金 …… 不能欠損の実績率等により徴収不能見込額を計上

②退職手当引当金 …… 期末自己都合要支給額を計上

③損失補償等引当金 …… 財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上

④賞与等引当金 …… 翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上

(6)リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引

※なお、一般会計等の場合、リース期間が1年以内のリース取引及び1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リースを除きます。

…………… 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理

イ ア以外のファイナンス・リース取引

…………… 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理

②オペレーティング・リース取引

…………… 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理

(7)資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資のほか、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含む。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資産の受払いを含んでいます。

(8)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。ただし、一部の連結対象会計については、税抜方式によっています。

2. 重要な後発事象

該当ありません。

3. 偶発債務

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体名	出資割合	財政健全化法の将来比率の算定上 将来負担額とした額
群馬県信用保証協会	2 %	116,648 千円

4. 追加情報

(1) 全体財務書類の対象範囲

特別会計及び公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

一般会計等	一般会計 学校給食センター事業費特別会計
特別会計	小型自動車競走事業費特別会計 国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計
公営企業会計	水道事業会計 病院事業会計 介護老人保健施設事業会計 訪問看護事業会計

ただし、下水道事業費特別会計、農業集落排水事業費特別会計及び特定地域生活排水処理事業費特別会計については、平成32年度より法適化以降に向けた準備期間のため、対象外としています。したがって、一般会計等における他会計への繰入金等が内部相殺されない場合があります。

下水道事業費特別会計	企業債残高	17,573,259 千円
	他会計繰入金	1,315,340 千円
農業集落排水事業費特別会計	企業債残高	3,420,321 千円
	他会計繰入金	453,750 千円
特定地域生活排水処理事業費特別会計	企業債残高	24,664 千円
	他会計繰入金	21,327 千円

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とします。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けていない会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産

ア 範囲

平成29年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

事業用資産	17,001 千円
土地	17,000 (3,851) 千円
建物	1 千円
物品	1 千円

※ () 内の数字は、貸借対照表における簿価を記載しています。

●連結 注記

1. 重要な会計方針

(1)有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ①有形固定資産 …………… 備忘価格 1 円

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

- ア 昭和 59 年度以前に取得したもの …………… 再調達原価

ただし、取得年月日が調査中または不明なものについては、再調達価格としています。

- イ 昭和 60 年以後に取得したもの

- ・取得原価が判明しているもの …………… 取得原価
- ・取得原価が不明なもの …………… 再調達原価

ただし、取得価格が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

- ②無形固定資産 …………… 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

- ・取得原価が判明しているもの …………… 取得原価
- ・取得原価が不明なもの …………… 再調達原価

(2)有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的有価証券 …………… 償却原価法

ただし、一部の連結対象団体においては、利息法によっています。

- ②満期保有目的以外の有価証券

- ア 市場価格のあるもの …………… 会計年度末における市場価格

- イ 市場価格のないもの …………… 取得原価

- ③出資金

- ア 市場価格のあるもの …………… 会計年度末における市場価格

- イ 市場価格のないもの …………… 出資金額

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・一般会計等及び特別会計 …………… 先入先出法による原価法
- ・公営企業会計及び第三セクター等 …………… 最終仕入原価法

(4)有形固定資産等の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リースを除く）…………… 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物	14 年 ～ 50 年
工作物	3 年 ～ 60 年
物 品	2 年 ～ 20 年

- ②無形固定資産（リースを除く）…………… 定額法

※ソフトウェアについては、当市における見込利用機関（5 年）に基づく定額法による

③リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（ただし、一般会計等については、リース期間が1年以内のリース取引及び1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

…………… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…………… リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金 …… 不能欠損の実績率等により徴収不能見込額を計上

②退職手当引当金 …… 期末自己都合要支給額を計上

ただし、公共施設管理公社については、自己都合用支給額に相当する額から特定退職金共済制度からの退職一時金の額を減じた額から機種における必要額を減じた額を計上

③損失補償等引当金 …… 財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上

④賞与等引当金 …… 翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上

(6) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引

①所有権移転ファイナンス・リース取引（ただし、一般会計等については、リース期間が1年以内のリース取引及び1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リースを除きます。）

…………… 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理

②①以外のファイナンス・リース取引

…………… 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（安易に換金可能であり、かつ、価格変動が僅少なもので、3ヶ月以内に満期日が到来する流動性の高い投資をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資産の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。ただし、一部の連結団体（会計）については、税抜方式によっています。

2. 重要な後発事象

該当ありません。

3. 偶発債務

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体名	出資割合	財政健全化法の将来比率の算定上将来負担額とした額
群馬県信用保証協会	2 %	116,648 千円

4. 追加情報

(1) 連結対象団体

区分	団体名	連結の方法	比例連結割合
特別会計	小型自動車競走事業費特別会計	全部連結	—
	国民健康保険特別会計		
	後期高齢者医療特別会計		
	介護保険特別会計		
公営企業会計	水道事業会計	全部連結	—
	病院事業会計		
	介護老人保健施設事業会計		
	訪問看護事業会計		
第三セクター等	(公益財団法人) 伊勢崎市公共施設管理公社	全部連結	—
	(一般財団法人) 伊勢崎市体育協会		
	(一般財団法人) さかい・ふるさと創生基金		
	(社会福祉法人) 伊勢崎市社会福祉協議会		
広域連合	群馬県市町村会館管理組合	比例連結	2.86%
	群馬県市町村総合事務組合	比例連結	
	消防補償等支給事務		
	消防賞じゅつ金支援事務		
	後期高齢者医療広域連合	比例連結	9.38%

連結の方法は次のとおりです。

- ①一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ②第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全体連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とします。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けていない会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産

ア 範囲

平成29年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

事業用資産	17,001 千円
土地	17,000 (3,851) 千円
建物	1 千円
物品	1 千円

※（ ）内の数字は、貸借対照表における簿価を記載しています。

